平成２９年（フ）第１０１９号
堺市堺区宿院町東４丁２番27号　シャトーレインボー302号
債務者　上曽山友美
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０２９号
堺市南区檜尾3132番地１　レジデンスイナリＡ206、住民票上の住所堺市南区晴美台２丁21番６号
債務者　寺本昇二郎
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１６９６号
福岡市博多区板付３丁目８番105号
債務者　安永　　一
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６９７号
福岡市博多区板付３丁目８番105号
債務者　安永ちづる
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６９９号
福岡市早良区星の原団地48番202号
債務者　津村　直美
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７６９号
福岡市早良区四箇６丁目11番41―101号
債務者　金子　弥生（旧姓田川）
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４３号
群馬県太田市下小林町５番地15
債務者　清水　裕子（旧姓柏瀬）
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１１３４号
千葉県市川市本塩22番14―202号　（コスモ行徳）
債務者　松田　早苗（旧姓小石）
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１９１号
千葉県船橋市南三咲１丁目22番13号　ＬランドＮｏ．１―205号
債務者　浜田　典子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１９４号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目34番７棟402号
債務者　岡田清太郎
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２３５号
千葉県市川市大野町３丁目1761番地１（ディオラシス210号）
債務者　須田　良子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２３６号
千葉県船橋市飯山満町２丁目480番地１ウェルフェアポート107号
債務者　佐藤　　章
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２６８号
千葉市若葉区小倉台４丁目12番１号　アメニティー102号
債務者　越智　　薫
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２７９号
千葉市花見川区幕張町２丁目7703番地　幕張県住８棟106号
債務者　冨田八重子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１７５４号
名古屋市西区香呑町４丁目91番地　伊藤ビル206号
債務者　若林晴美こと　金　　晴美
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７１９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字高田614番地３　ささぐりの杜
債務者　山口　七重
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７２７号
福岡県糟屋郡志免町志免中央４丁目７番16―502号
債務者　龍相予志矢
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部